こともあります。

法人の場合はさら

なりませ

また、

農業者年

300万円以下の罰金が科せられる

則として3年以下

の懲役または

もに原状回復などの行政処分や、

罰

を受けて

なお、

農地法違反となり、

工事の中・

止とと

許可を受けずに無断で転用すると

無断で転用すると・・・

場合は、

許可の対象となり

ま

茂や種子!

、廃棄物を不法投棄される恐れがど、周辺の農地に悪影響を与えたや種子の飛び散り・病害虫の発生間がかかります。また、雑草の繁

時間が

優良な農地に戻すには相当な労力と

農地を荒廃させてしまうと、

元の

に厳しく1億円以下の罰金が科せら

れることがあります。

業委員会にご相談くださ

いる場所もありますので、

事前に農

ご注意ください

地域によっては転用

が制限されて

# うぎょうと農業を

集

一和田市農業委員会 **25**(51)6740

# 中野均市農業委員会会長と 市農業委員会が農林水産大臣表彰を受賞

#### 委員会が農林水産大臣表彰を受賞し、 中野均市農業委員会会長と市農業

ました。 月22日に市役所で伝達式が行われ

務め、農地パトロールなどで管内農委員、平成20年7月からは会長職を 地の利用状況を把握し、 中野会長は平成3年6月から農業 遊休農地の

> 発生防止と解消、 を推進してきました。 委員会は、担い手への農地利用集積 取り組んできました。また、 農地の有効利用に積極的に

弘課長代理から表彰状が授与されま県農林水産部構造政策課の西村達



伝達式にて表彰状を授与される中野会長

表彰状を手にする中野会長(左)と 力石会長職務代理者(右)

担い手 へのあっせ 市農業

#### 家族経営協定調印式 定 調

#### 行 われました 経営協 印 式

年連続して最多の締結数であり、現を推進しています。県内において8境作りのため、家族経営協定の締結市農業委員会ではより良い就労環 年連続して最多の締結数であり、現 計16組の農家が協定を締結しました。 所で家族経営協定調印式が行わ 2月14日と3月24日の両日、 れ、市

詳しくはお問い合わせください メリットも多い家族経営協定です

★後継者や配偶者も制度資金を借

経営に励んでいます

\*経営主以外の配偶者や後継者も認 ・定農業者になることが出来ます。

りのために締結するものです。より、生きがいと働きやすい環境作いて、家族でルールを決めることに

間や役割分担・報酬・休日などにつりがちな農業経営において、労働時りがちな農業経営において、労働時

#### 2月14日の調印式

3月24日の調印式

## 4地区で開催

農地は適正に、

責任を持って管理しましょう

牛鍵地区・早坂地区・大下 地区の農業者約11 地区で移動農業委員会を開催し、 2月23日に羽立地区 〇人が参加しま 3月 -内地区の 日に

換が行 経営協定などについて説明しました。解消④税制改正⑤農業者年金⑥家族用②農地中間管理機構③遊休農地の その後、 いての質疑があり、 始めに農業委員会から①農地の利

> 継者の出会いを支援します。 穫体験交流会などを通じて、

織されています。今後、農作物の収

農業後

域農業共済組合、

市農業委員会で組

民局、十和田おいらせ農協、

南部地

れました。

協議会は、

市、

青森県上北地域県

(中野均会長)が4月15日に設立さ 「十和田市農業後継者対策協議会」

農業後継者の結婚対策を支援する

皆さんの地区でも開催してみません 農村作りに役立てるものです。是非 地域に出向いて、 を交えて意見交換を行 詳しくはお問 地域の皆さんと膝 い合わせください 明るい

林・原野などでも、現況地目が農地可が必要です。なお、登記地目が山取場として利用する場合でも転用許また、一時的に資材置場や砂利採

車場などで利用する場合です。

ことです。

例えば、

住宅や店舗、いの用途に利用する

駐 る

引き続き耕作の品

農地を農地以外の 地転用とは…

どの影響が出る場合もあります または一部と利子税を納め 予が取り消されると、 り消される場合があります。 一部と利子税を納めなければり消されると、猶予税の全額の消されると、猶予税の全額でいる場合は、納税猶予が取 金が減額さ 0 るな



大下内地区での移動農業委員 会の様子

### 会を

支援がスター 農業後継者の

1

結婚対策 しました

実施と指導が義務付けらめられており、遊休農地農地法では、農地転田

られて

遊休農地に対しては、農業委員会による利用状況調査の農地転用できる地域の制限や無断転用に対する罰則が定

農地転用は許可が必要です

農地を農地以外に

**放置していません** 

使用していませんか

ける地区もあるなど盛況でした。 移動農業委員会は、農業委員会が れ、終了後も個別相談を受 参加者から各説明事項に 活発な意見交

#### 農業者年金受給者の皆さ h

### 6月30日までに提出を

6月30日 係へ提出してください。提出しない忘れずに農業委員会か支所市民生活 況届」を提出 月30日川までに農業委員会へ「現農業者年金を受給しているかたは しなければなり っません。

問い合わせください。明なかたなどは、農業委員会まで 現況届が届いていないかた、 と年金が支給停止されます。 係へ提出してください。 提出し ょ で お

※農地についてのご相談は、 お気軽にお問い 農業委員か、 農業委員会事務局まで 合わせください お近く

問農業委員会(5)67

#### 13広報 とわだ 2014年 (平成26年) 6月号